

**「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された際の授業等の取扱いについて**

- ・本情報の運用開始（平成29年11月1日）に伴い、従来あった東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は現在行われていない。
- ・本情報が発表された場合、原則として授業等の教育活動については継続する。
- ・本情報が発表されたときは、地震への備えを再確認すること。

**登下校中に大きな地震が起きた場合の対応について**

○地震の揺れを感じたら

- (1) 周囲の状況を十分に確認して、「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしゃがむ。
  - ・自転車に乗っている場合はすぐに降りる。
  - ・バス・電車・船に乗っている場合は、手すりや座席にしっかりつかまる。
- (2) バッグなどで頭を守る。

○地震の揺れが収まったら

- ・崖や山崩れのおそれのある場所、河川、海岸からできるだけ離れ、高台に避難するか最寄りの避難場所に行く。
- ・公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従う。
- ・登校するか、帰宅するか、その場で待機するかは、状況を判断して安全な行動を選ぶ。

**東海地震等大規模地震が発生した場合について**

- ・東海地震等大規模地震が起きた場合は、学校から連絡があるまで待機とする。
- ・東海地震等大規模地震発生後は、災害用伝言ダイヤル等を利用して、必ず学校へ被災状況等を連絡する。

**●災害用伝言ダイヤルの利用方法●**

①伝言の録音（自分の状況の連絡） 方法

171-1-市外局番-自宅固定電話の番号

※ 携帯電話での利用は通信事業者により異なる

②伝言の再生（学校からの連絡の確認） 方法

171-2-0569-62-0139

(内海高校の電話番号)

**異常気象時における生徒の登下校について**

○生徒の登校する以前に、知多地域に暴風警報が発令されている場合

- (1) 始業時刻2時間前（午前6時45分）までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行う。
- (2) 始業時刻2時間前（午前6時45分）から午前11時までに警報が解除された場合には、解除後2時間を経てから当日の授業を始める。
- (3) 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合には、当日の授業を中止する。
  - ※ 登校経路において暴風警報が発令されている場合や、登校時の安全が確保できない場合は適切に対応する。

○生徒の登校後に、知多地域に暴風警報が発令された場合

- (1) 気象状況等により判断して、生徒を安全に帰宅させることができる場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させる。
- (2) 生徒の帰宅に危険を伴う場合には、学校に残し安全確保に努める。

○知多地域に特別警報が発令されている場合

- (1) 当日の授業を中止する。
- (2) 解除された後も当日の授業は中止とする。
- (3) 解除された翌日は平常通りの授業を行う。